

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(平成28年岩手県規則第28号)

(一部改正：令和3年岩手県規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第2条 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届書（様式第1号）を建築物の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(特定建築行為の取りやめの届出)

第3条 法第2条第1項第4号に規定する建築主（法第13条第1項に規定する国等の機関の長（以下「国等の機関の長」という。）を除く。以下「建築主」という。）又は国等の機関の長は、法第12条第6項又は第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る法第11条第1項に規定する特定建築行為を取りやめたときは、特定建築行為取りやめ届書（様式第2号）を局長に提出しなければならない。

(特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告)

第4条 法第17条第1項の規定に基づく報告は、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第3号）により行わなければならない。

(適用除外)

第5条 政令第7条第2項第4号及び第5号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号及び第4号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして局長が認める建築物とする。

(設計内容説明書)

第6条 省令第1条第1項に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第7条 省令第11条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書(様式第4号)を局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項に規定する申請が、省令第3条(省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更該当しているとき、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書(様式第5号)を交付するものとする。

(建築物の建築に関する届出等の取下げ)

第8条 法第19条第1項又は第20条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等取下げ届書(様式第6号)を局長に提出しなければならない。

(建築物の建築に関する届出等に係る適合通知の交付)

第9条 局長は、法第19条第1項又は第20条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知があった場合において、当該計画が建築物エネルギー消費性能基準(法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合しているときは、建築主又は国等の機関の長に別に定める様式による適合通知を交付するものとする。

(届出等に係る建築物の建築の取りやめの届出)

第10条 建築主又は国等の機関の長は、前条の適合通知を交付された後に、当該適合通知に係る法第19条第1項各号に掲げる行為を取りやめたときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出等に係る建築物の建築取りやめ届書(様式第7号)を局長に提出しなければならない。

(建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告)

第11条 法第21条第1項の規定に基づく建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告は、建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書(様式第8号)により行わなければならない。

(建築物の建築に関する届出等において必要と認める図書)

第12条 省令第12条第1項（省令第14条第1項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に基づき同項に規定する登録住宅性能評価機関から日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1又は別表2-1に規定する断熱等性能等級について等級4の住宅性能評価を受け、かつ、一次エネルギー消費量等級について等級5又は等級4の住宅性能評価を受けている場合（当該住宅性能評価に係る建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。第20条において同じ。）である場合に限る。） 当該登録住宅性能評価機関が交付した同項に規定する住宅性能評価書
- (2) 法第7条に規定するエネルギー消費性能の表示について建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証を受けている場合（別に定めるものに限る。） 当該第三者認証を受けたことを証明する書類

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ）

第13条 法第34条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第9号）を局長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知）

第14条 局長は、法第35条第1項又は第36条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出）

第15条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第10号）を局長に提出しなければならない。

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況の報告）

第16条 法第37条の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第11号）により行わなければならない。

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の完了の報告）

第17条 認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が

完了したときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等完了届書（様式第12号）を局長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知）

第18条 局長は、法第39条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。

（設計内容説明書）

第19条 省令第23条第1項に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書）

第20条 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住宅部分 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物等 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付）

第21条 省令第29条の規定の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（様式第13号）を局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項に規定する申請が、省令第26条の軽微な変更該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書（様式第14号）を交付するものとする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ）

第22条 法第41条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届書（様式第15号）を局長に提出しなければならない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する不認定の通知)

第23条 局長は、法第41条第2項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しの通知)

第24条 局長は、法第42条の規定に基づき法第41条第2項の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書を当該認定の取消しを受けた者に交付するものとする。

(基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告)

第25条 法第43条第1項の規定に基づく報告は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書(様式第16号)により行わなければならない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請において必要と認める図書)

第26条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、第20条各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(書類の提出部数)

第27条 法、省令及びこの規則により局長に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 省令別記様式第1による計画書、省令別記様式第2による変更計画書、省令別記様式第11による計画通知書及び省令別記様式第12による計画変更通知書(添付図書及び添付書類を含む。) 正本1部及び副本2部

(2) この規則により局長に提出するもの(建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書(様式第4号)及び建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書(様式第13号)を除く。) 正本1部

(3) 前2号に掲げる書類以外のもの 正本1部及び副本1部

附 則

1 [略]

2 第9条から第12条までの規定は、法附則第3条第1項の特定増改築(国等の機関の長以外の者が行うものにあつては、平成29年4月21日以後にその工事に着手するものに限る。以下「特定増改築」という。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 8 条	建築物の建築	特定増改築
	第 19 条 第 1 項	附則第 3 条 第 2 項
	第 20 条 第 2 項	第 8 項
	規定による建築物	規定による同条第 1 項の特定増改築（以下「特定増改築」という。）に係る法第 12 条 11 条 第 1 項に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）
	建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等取下げ届書	特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等取下げ届書
第 9 条	建築物の建築	特定増改築
	第 19 条 第 1 項	附則第 3 条 第 2 項
	第 20 条 第 2 項	第 8 項
	規定による建築物	規定による特定増改築に係る特定建築物
第 10 条	建築物の建築	特定増改築
	第 19 条 第 1 項各号に掲げる行為	附則第 3 条 第 1 項の特定増改築
	建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等に係る建築物の建築取りやめ届書	特定増改築取りやめ届書
第 11 条	建築物の	特定増改築に係る特定建築物の
	第 21 条 第 1 項	附則第 3 条 第 10 項
	建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書	特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書
第 12 条	建築物の建築	特定増改築
	省令第 12 条 第 1 項（省令第 14 条 第 1 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）	省令附則第 2 条 第 1 項又は第 4 項において読み替えて準用する省令第 12 条 第 1 項
様式第 6 号	第 8 条 関係	附則第 2 項 関係
	建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関	特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のた

	する計画届出等取下げ届書	めの構造及び設備に関する計画届出等取下げ届書
	通知をした建築物	通知をした特定増改築に係る特定建築物
	第8条の規定	附則第2項において読み替えて準用する同規則第8条の規定
	建築物の位置	特定建築物の位置
様式第7号	第10条関係	附則第2項関係
	建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等に係る建築物の建築取りやめ届書	特定増改築取りやめ届書
	通知をした建築物	通知をした特定増改築に係る特定建築物
	第19条第1項各号に掲げる行為	附則第3条第1項の特定増改築
	第10条の規定	附則第2項において読み替えて準用する同規則第10条の規定
	建築物の位置	特定建築物の位置
様式第8号	第11条関係	附則第2項関係
	建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書	特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書
	第21条第1項	附則第3条第10項
	求めのあった建築物	求めのあった特定増改築に係る特定建築物
	第11条の規定	附則第2項において読み替えて準用する第11条の規定
	係る建築物	係る特定建築物

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正

前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）第8条第1号アに掲げる者があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画について同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における同法第29条第1項若しくは第31条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請については、当該改正前の規則第8条第1号アに掲げる者をこの規則による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第20条第1号に定める者とみなして、同条及び改正後の規則第26条の規定を適用する。

- 3 改正後の規則第27条の規定は、施行日以後に提出する書類について適用し、施行日前に提出した書類については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則に定める様式は、施行日以後に提出し、交付し、又は報告した届書、通知書又は報告書について適用し、施行日前に提出し、交付し、又は報告した届書については、なお従前の例による。
- 5 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。